

研究機器の合理的運用（一時的な他用途での 使用）の取扱いについて

日本医療研究開発機構

平成27年8月26日掲載

合理的運用とは、委託契約や補助事業により取得等した研究機器を、一時的に他の用途に利用することを可能とし、研究機器を効率的に活用すること。

- 委託契約により大学等が取得した研究機器の場合は、大学等の物品管理規程等に基づき、合理的運用が可能。
- 補助金により研究機関等（大学等・企業等）が取得した研究機器の場合は、当該補助金の補助元の別に各省の財産処分承認基準に従い、管理協定等の締結を条件に、一時使用報告書の報告をもって合理的運用が可能。
- JST（科学技術振興機構）が平成24年度補正予算により補助金で整備し、AMEDが承継した研究機器等（AMEDからの提供物品）の場合は、AMEDの規程等*に基づき、管理協定等の締結を条件に、一時使用報告書**の報告をもって合理的運用が可能。（上記の補助金の場合と同様の手続）

試験研究等に関する業務委託規則第7条第3項に定める財産の使用 又は利用に係る機構の承認に関する達*

(目的)

第1条 試験研究等に関する業務委託規則(以下「規則」という。)第7条第3項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の所有する土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品等(以下「財産」という。)を、機構が試験研究等に関する業務の全部又は一部を委託した機構以外の者(規則第6条ただし書きの規定に基づく再委託を受けた者を含む。以下「受託者等」という。)の機構の委託する業務以外の目的のための使用又は利用に係る機構の承認について、当該財産の公共的な価値に留意しつつ、既存ストックを効率的に活用することにより、研究に係る環境を充実し、もって研究成果の最大化への寄与に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この達は、機構が所有する財産を受託者等は無償で使用又は利用させる場合に適用する。

(承認の手続)

第3条 受託者等が、機構からの委託業務を実施するために必要として無償で使用又は利用することを認めた財産を当該委託業務に支障を及ぼさない範囲で一時的に他の研究開発に使用又は利用する場合(当該年度を超えるものは除く。)には、次条に定める条件を満たし、別紙様式による財産の使用又は利用の状況の報告を提出したことをもって承認したものとみなすものとする。ただし、当該報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備等の報告の要件を満たしていない場合は、この限りではない。

(承認の条件)

第4条 前条に定める条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定等を締結すること。
- (2) 貸付けを行う場合は、原則、無償貸付とする。ただし、実費相当額を求めても差し支えないものとする。

2 前条により承認したものとして取り扱うこととした財産の使用又は利用の状況の報告について、必要に応じ、受託者等に説明等を求めることができるものとする。

附則 平成27年8月26日から施行する。

